

[平成 26 年（行ウ）第 256 号懲戒処分取消等請求事件](#)

2014/12/09 Tue. 10:31

平成 26 年（行ウ）第 256 号懲戒処分取消等請求事件

原告 阿部宣男

被告 板橋区

処分行政庁 板橋区長

口頭弁論要旨

平成 26 年 12 月 4 日

東京地方裁判所民事第 36 部合 B1 係 御中

原告訴訟代理人弁護士 小川 隆太郎

同 小田川 綾 音

同 高井 信也

同 中島 広勝

同 永里 桂太郎

同 細川 潔

同 本田 麻奈弥

同 山下 優子

同 渡邊 彰悟

1 はじめに

本日原告が陳述した準備書面（2）で、強調したい点は三点あります。

1 点目は、「小山町を含め、被告が特許権使用料を徴収せずにホテル飼育の協力を行うことは、被告の内規で認められていた」ということ

2 点目は、「被告が本件処分において指摘する原告の行為は、いずれも、被告職員として行った業務である」ということ

3 点目は、「原告は、被告の協力が得られると信頼して事業に着手した能登町の事業が上手

くいくよう、被告の理解のもと、被告職員として協力してきた」ということです。

## 2 特許権使用料の徴収は一律ではなかったこと

今回提出した甲 48 号証をご覧ください。これは、平成 14 年 7 月 1 日に被告が作成した内規です。タイトルは「ホタルの飼育等に関する他自治体や学校等への職員派遣等の取扱いについて（内規）」とあり、自治体等からホタル飼育等の協力を求められた際の協力要件や職員対応の取り扱いを定めたものです。まず、注目すべきは、この内規が、特許権使用料を徴収せずに、協力する場合を定めていることです。つまり、この内規は、1. で「一般の他自治体や学校等への対応」として無償で協力する場合を定め、2. で「特許権等に関する要綱に基づく契約をしたものへの対応」として有償で協力する場合を定めており、無償でホタル飼育の協力をする場合を認めているのです。

また、無償で協力する場合の協力要件は、平成 13 年 1 月 31 日付の区長決裁のガイドラインで決定されており、さらに、「この内規は、従前より対応してきたものを今回整理したものである。」と定めています。よって、従前から無償でホタル飼育の協力が行われてきたことは明らかですし、特許権等に関する要綱が策定された後も、無償で協力する場合を認めているのです。

この点に関連して、被告は、このホタル飼育内規と類似の内容の記載がある、平成 14 年 7 月 1 日付エコポリスセンター所長決定の「ホタル飼育事業への職員派遣要項」を乙 9 号証として提出しています。

しかし、原告は、この乙 9 号証の要項の存在を知りません。原告が認識している被告内部の取り決めは、同じ日付に作成された甲 48 号証のホタル飼育内規です。何より、原告は、平成 16 年 5 月に、この内規を、当時の小口係長から FAX 送信で受領しています。もし、被告が証拠として提出した要項が、平成 14 年当時存在していたのであれば、小口係長は、乙 9 号証の要項を送るに違いありません。また、被告が提出したこの要項は、自治体等への協力要件については、甲 48 号証のホタル飼育内規と同様ですが、事務手続き等については、より詳細な条件を記載しています。すなわち、2 週間前までに依頼文書をエコポリスセンター所長あてに提出すること、事務手続き、相手方との連絡はエコポリスセンター庶務係長が行うこと、上記に定めのない事例が生じた場合は、所長は部長と協議の上決定することなどです。

しかし、これは当時の実施体制に全く反するものです。原告は、このようなことを当時、求められたことはありません。乙 9 号証として提出された要項は、今回の訴訟のために、被告がホタル飼育内規を被告の都合のよいように作りかえ、「平成 14 年 7 月 1 日付エコポリスセンター所長決定」として体裁を整えたとしかいいようがありません。なお、平成 14 年 7 月 1 日当時のエコポリスセンター所長は、平成 25 年から資源環境部の部長になった山崎氏であり、まさに、ホタル館に対して様々な圧力をかける中心となった人物です。

原告は、被告に対して、乙 9 号証の「ホタル飼育事業への職員派遣要項」につき、別紙

記載の通り釈明を求めます。

### 3 業務であること

次に、本件処分で問題視されている原告の行為は、いずれも被告職員として行った業務である、ということです。このホテル飼育内規の1（2）にも示されている通り、無償でホテル飼育協力を行い、協力依頼先に出向く場合には、原則「職免扱い」「休暇」とすることが定められていました。そして、事務手続き上、遅くとも当該日の10日前までに正規の依頼文書を提出することが求められていました。

このように、被告の内規に、無償でホテル飼育の協力を行う場合でも事務手続きを定め、他の自治体等への職員派遣等について定めていることから、これに基づく派遣は、被告職員としての正当な業務にほかなりません。原告は、依頼先へは、「休暇」や「休務」日に出向くことが多くあり、時折派遣自体が「職免扱い」や「公務としての出張」とみなされることもありましたが、このような取扱いの違いは、被告職員として行った業務性を否定するものではありません。原告が、被告の指揮監督の下で、他の自治体等から要請を受け、協力的行為を行った実態がある以上、被告の業務であることは明らかです。

この点、被告は、「本来業務」、「公務としての出張」に当たらず、「休暇」や「休務」日の訪問は、あたかも原告の個人活動であり、業務にあたらないと主張します。しかし、「公務としての出張」としてみなすことが少なかったのは、原告に対して支払うべき対価を減らし、原告の労働時間を少なくするための被告側の都合であります。このような被告側の都合をもって、原告が行ったホテル飼育協力等を業務にあたらないとするのは、詭弁というよりほかありません。

原告が携わった、能登町に対するクロマルハナバチ飼育の協力、小山町に対するホテル飼育の協力、鎌倉八幡宮に対するホテル飼育の協力は、いずれも、ホテル飼育に関する特許権等を有する被告の職員として、その責任を全うすべく、適正に、真摯に行ったものであります。

したがって、本件で問題とされている原告の各行為は、いずれも業務として行ったものに違いありません。

### 4 能登町に対する協力

能登町は、当初からクロマルハナバチの飼育事業を行うにあたって、被告の協力が不可欠であることを何度も明確に伝えており、被告も当然にその認識があったものであります。

例えば、甲11号証の能登町長から板橋区長あての依頼書に「在来種クロマルハナバチ通年安定供給する研究は貴区のみが成功」、「板橋区ホテル施設にご協力、お力添え無しには実現できません。」とあるとおり、能登町が事業遂行に当たって、被告の協力を不可欠と考え、それを板橋区に伝えておりました。

そして、能登町が不可欠とした被告の協力とは、すなわち、クロマルハナバチの研究をしてきた原告による技術指導です。

能登町は、被告の対応を受け、クロマルハナバチの飼育・販売事業を、被告から協力を受けられることを前提として、地元の過疎化対策、そして、農業の将来を切り開く重要なチャレンジであるとして、国からの補助金を受けて、事業に着手しました。

その後、能登町は、何度も、被告区長宛に公文書で被告職員の講師派遣や、研修生受け入れ等の依頼文を送り、その度に、被告による協力、すなわち被告職員である原告の技術指導について、被告に感謝を述べております。

被告は、能登町からの「エコポリス協定」締結の提案を除いて、能登町の依頼は全て応じるという姿勢を取っており、被告はそれに対して「区としては対応できない」等の回答や、原告による技術指導等が「区としての対応ではない」、「個人的な対応である」などという回答は一切しておりません。

そして、被告は、原告に、能登町に対する対応の一切を任せていたというのが実態です。

被告から、能登町の事業への対応を任された原告としては、被告の職員として、他の自治体の事業の明暗を握る重要な案件を任されたという責任感、さらに被告の協力が得られることを前提に国から補助金を得て事業に着手した能登町に対する責任感から、当該事業がうまくいくよう可能な限り努力してきました。当然、原告は、被告職員として能登町とのやりとりについては、逐次上司に報告しておりました。被告の長年の指定業者であり、女王蜂を能登町に供給していた武蔵野種苗園が撤退するという事となったときにも、それによって、能登町の事業が頓挫することのないよう、被告に相談し、女王蜂の供給を被告の業務にできないか、依頼したこともありました。

当然ですが、当時、原告の能登町に対する協力的行為は、被告において何ら問題とされたこともありませんでした。

このように、原告は被告職員として、被告を頼って、被告を信頼して、事業に着手した能登町の事業を成功させなければならないという使命感で活動していたものであります。当然ながら、原告は、能登町への協力的行為を通して、何らの個人的利益を享受したのものでもありませんし、それは、武蔵野種苗園から業務を引き継いだボランティアである駒野氏、すなわちイノリー企画も同様です。

イノリー企画は、武蔵野種苗園が1匹7000円で能登町に供給していた女王蜂を、わずか1匹4500円で供給するという事で、事業を引き継ぎました。4500円というのは、蜂の最低限の飼育費用で、利益等はありません。それでも駒野氏が、イノリー企画として事業を引き継いだのは、被告を信頼して事業に着手した能登町のためであり、被告、ホテル館のためであります。

したがって、イノリー企画による能登町への女王蜂の供給は、従前の駒野氏のホテル館におけるボランティア活動の延長線上にある、ボランティア活動に他なりません。当然、利益はありません。

唯一利益を得たのは、何らの費用を負担することなく、武蔵野種苗園やイノリー企画が能登町へ送るクロマルハナバチを飼育する過程で発生した土を無償でもらい受けて、ホテル

飼育に利用した被告だけです。

具体的には、平成22年から平成24年までにホテル館で使用する用土及びろ過材の購入費の削減分800万円余りになります。

なぜ、そのような多額の利益を受けることが出来たか、利益を享受している被告自身が、認識していないはずがありません。

被告が、武蔵野種苗園やイノリー企画から多大な利益を受けることができたのは、原告が被告職員として能登町の事業に協力し、その能登町の事業協力の一環として、武蔵野種苗園やイノリー企画にも事実上の協力をしていたからに他なりません。

能登町は、この事業スキームのことを公にしております。被告にも伝えております。被告について、事業遂行に不可欠な協力者であり、事業について認識を共通にしている自治体として信頼していたからです。

以上のとおり、原告は、被告の協力が得られると信頼して事業に着手した能登町の事業が上手くいくよう、被告の理解のもと、被告職員として協力してきたに過ぎません。

にもかかわらず、本件処分で、被告は、これらの経緯を完全に無視し、被告を信頼していた能登町や、能登町への協力を約束した被告のために尽くしてきた原告やボランティアの思いを踏みにじり、原告の軽微な形式的・手続的なミスをあげつらって、処分理由としているものであります。

原告としては、被告に対し、当時の実態と正確な認識に基づく主張をするように強く求めます。

以上